

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年1月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第144号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入居者等の所得)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の県営特定公共賃貸住宅の入居者及び同居者の規則で定めるところにより算出した所得は、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、知事が認定した額。以下この項において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 控除対象配偶者が所得税法第2条第1項第33号の2に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族に<u>同項第34号の3</u>に規定する老人扶養親族がある場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円</p> <p><u>(3) 扶養親族に所得税法第2条第1項第34号の2に規定する特定扶養親族がある場合には、その特定扶養親族1人につき20万円</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p>	<p>(入居者等の所得)</p> <p>第2条 条例第2条第4号の県営特定公共賃貸住宅の入居者及び同居者の規則で定めるところにより算出した所得は、入居者及び同居者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）第2編第2章第1節から第3節までの例に準じて算出した所得金額（給与所得者が就職後1年を経過しない場合等その額をその者の継続的収入とすることが著しく不相当である場合においては、知事が認定した額。以下この項において「所得金額」という。）の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 控除対象配偶者が所得税法第2条第1項第33号の2に規定する老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族に<u>同項第34号の4</u>に規定する老人扶養親族がある場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円</p> <p><u>(3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき25万円</u></p> <p>(4)・(5) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に県営特定公共賃貸住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以後に入居の決定がされることとなる場合における当該決定に係る所得の算出については、なお従前の例による。